

産業技術連携支援

外国出願を費用面から
支援します！

令和2年度宮城県中小企業等外国出願支援事業

中小企業等による海外での産業財産権の取得を資金面から支援し、海外での知的財産活動の活性化を図ることを目的として、外国出願に要する経費の一部を補助するものです。

募集期間 令和2年5/13(水)～6/19(金)

※募集状況等に応じて、2回目の募集を行う場合がございます。

▶補助対象者

- 申請時点において、既に日本国特許庁に対し特許、実用新案、意匠又は商標出願済であり、年度内に外国特許庁等へ同一内容の出願を行う予定の案件
 - 宮城県内に事業所を有する「中小企業者」及び「中小企業者で構成されるグループ」（地域団体商標に係る外国特許庁への商標登録については、商工会議所、商工会、NPO法人等）
- ※中小企業者には法人格を有しない個人事業主を含む

▶選定基準

- 申請にあたって、様式に基づく応募書類の提出の他、審査会においてプレゼンテーションを行って頂きます。
- 審査会においては、以下の採択基準により審査を行い、採択案件を決定します。
 - (1)先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること
 - (2)次のいずれかに該当すること
 - (7)補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること
 - (4)補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること
 - (3)産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること
 - (4)宮城県の地域産業の振興に貢献すること

【お問い合わせ・お申込み】 産業育成支援部 地域連携推進課

TEL：022-225-6638

FAX：022-263-6923

E-mail koudo@joho-miyagi.or.jp



公益財団法人

みやぎ産業振興機構
Miyagi Organization For Industry Promotion

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3階

TEL：022-222-1310(代)

FAX：022-263-6923

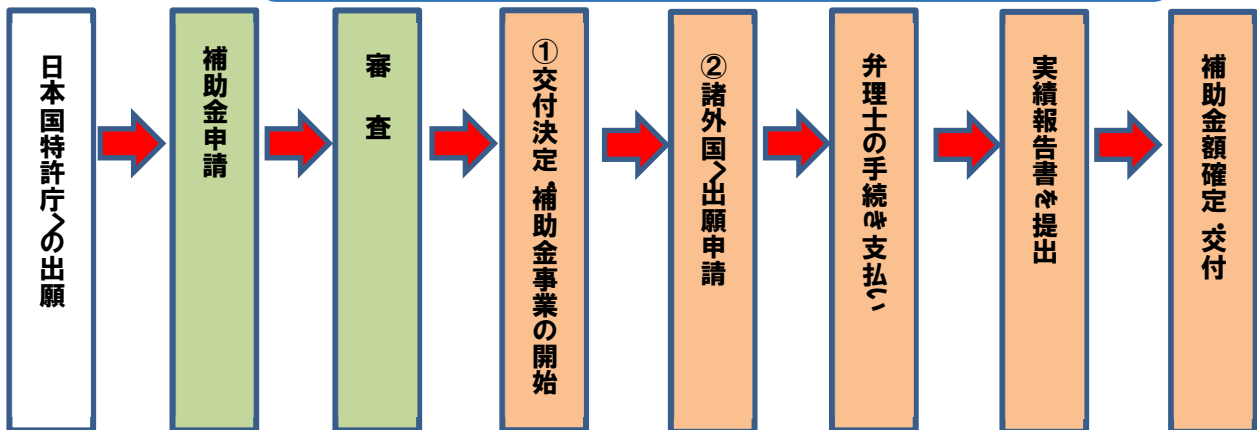
つないでひろがる



▶補助対象経費及び補助率上限額

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">●外国特許庁への出願料●国内・現地代理人費用●翻訳費用 ※採択前に発生した費用、日本国特許庁に支払う費用については対象外
補助率上限額	<ul style="list-style-type: none">●補助率：1/2以内●上限額：案件ごとの上限額 特許：150万円 実用新案・意匠・商標：各60万円 冒認対策商標：30万円 ※1企業に対する上限額（複数案件の場合）：300万円

募集開始～補助金交付までの流れ



※補助対象となる経費は①、②の間（交付決定～出願まで）に発生したものになります。

▶申込方法

- 申込方法等の詳細につきましては、以下のページをご覧ください。

<http://www.joho-miyagi.or.jp/gaikoku-shienn>

▶その他

- ・情報公開について

審査の結果、採択となった案件につきましては事業者名、所在地、権利種別等をホームページ等で公開する場合や、経済産業省の判断により、交付決定額や採択件数についても公表の可能性があります。（機密情報に関する部分等については公開いたしません）